

9 自動車 じどうしゃ

(1) 有料道路通行料金割引 ゆうりょうどうろつうこうりょうきんわりびき

問 社会福祉課 障がい福祉係 しゃかいふくしか しょう ふくしがかり ないせん ☎内線312

有料道路事業者が管理する有料道路の通行料金の割引を受けられます。有料道路通行の際、料金所で車両を登録した手帳を見せると5割引されます。また、ETC車載器を取り付けてのETCレーン通行も5割引されます。事前に、社会福祉課で障がいのある方ひとりにつき1台有料道路割引の登録を行います。

なお、リース・ローン契約の自動車も、対象に含まれます。ただし、法人名義の車両及び事業用車両は登録できません。ETCを利用する場合は事前に車載器と障がいのある方名義のETCカードをご用意ください。

※タクシー運賃割引制度と併せて申請された方は、タクシー利用券が通常の半分の枚数になります

障がい程度 <small>しょうがいていど</small>	内容 <small>ないよう</small>
身体障害者手帳第1種 <small>しんたいしょうがいしゃてちょうだい しゅりょういくてちょうだい しゅ療育手帳第1種</small>	障がいのある方又はその親族が所有する自動車で、障がいのある方が自ら運転する自動車若しくは、障がいのある方が同乗し、その移動のために介護者が運転する自動車。
身体障害者手帳第2種 <small>しんたいしょうがいしゃてちょうだい しゅ</small>	障がいのある方が運転する自動車。

必要書類等 ひつようしょるいなど

身体障害者手帳又は療育手帳 <small>しんたいしょうがいしゃてちょうまた りょういくてちょう</small>	登録する車の車検証 <small>とうろく くるま しゃけんしょう</small>
運転免許証（障がいのある方が運転する場合） <small>うんでんめんきょしょう しょう がた うんでん ばあい</small>	
ETCセットアップ証明書（ETCをご利用の場合） <small>しょうめいしょ りよう ばあい</small>	
障がいのある方名義のETCカード（ETCをご利用の場合） <small>しょう がためいぎ りよう ばあい</small>	

(2) 自動車改造費助成 じどうしゃかいぞうひじょせい

問 社会福祉課 障がい福祉係 しゃかいふくしか しょう ふくしがかり ないせん ☎内線312

身体に障がいのある方で、自らが所有し運転する自動車のハンドル、アクセル等の改造について、直接要した費用を補助します。

対 身体に障がいのある方で、自らが所有し運転する自動車のハンドル、アクセル等改造することにより社会参加が見込まれる方。ただし、所得額によって対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

◆補助限度額 10万円 ほしよげんどがく まんえん

必要書類等 <small>ひつようしょるいなど</small>		
印鑑 <small>いんかん</small>	運転免許証 <small>うんでんめんきょしょう</small>	自動車改造費助成申請書 <small>じどうしゃかいぞうひじょせいしんせいしょ</small>
車検証 <small>しゃけんしょう</small>	身体障害者手帳 <small>しんたいしょうがいしゃてちょう</small>	改造前写真 <small>かいぞうまえしゃしん</small>
見積書（改造の箇所がわかるもの） <small>みつもりしょ かいぞう かしよ</small>		

(3) 自動車運転訓練費助成

問 社会福祉課 障がい福祉係 ☎内線312

身体に障がいのある方が、就労その他社会活動への参加目的として運転免許証を取得した場合、技能教習に要した経費を助成します。

障がい名	等級等
上肢障がい	1級
下肢・体幹・内部障がい	1級から4級

運転免許の取得により社会参加が見込まれる方。運転免許取得後3ヶ月以内の方。

◆限度額 10万円（運転免許取得に直接要した費用の2/3以内）

必要書類等		
印鑑	自動車運転訓練費助成申請書	身体障害者手帳
技能検定合格証明書	運転免許証	訓練費用の分かる領収書

(4) 駐車禁止除外指定車標章

問 小田原警察署 交通課 ☎32-0110

障がいのある方が、現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けて掲出している場合に、道路標識などで駐車禁止とされている場所、パーキング・メーターまたはパーキング設置区間で駐車することができます。それ以外での駐車は出来ません。

障がい名	等級等	
視覚障がい	1級から3級及び4級の1	
聴覚障がい	2級及び3級	
平衡機能障がい	3級	
上肢障がい	1級、2級の1及び2級の2	
下肢障がい	4級以上	
体幹機能障がい	3級以上	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
	移動機能	1級及び2級
内部機能障がい（心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障がい）	3級以上	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	3級以上	
知的障がい	A1・A2	
精神障がい	1級で精神通院医療の給付対象者	

(5) 国際シンボルマーク

「障がいのある人々が利用できる建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通のマーク」です。

個人の車に表示することは、障がいのある方が乗車していることを、周囲に示す程度の表示であり、駐車禁止を免れる、障がい者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりません。



問 (公財) 日本障害者リハビリテーション協会 ☎03-5273-0601

(6) 身体障がい者の標識について

運転免許を受けた方で肢体不自由であることを理由にその免許に条件を付されている方が表示するよう努めるものです。このマークを付けた車に幅寄せや割込みをされると罰せられます。



(7) 聴覚障がい者の標識について

聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付された人がその普通自動車に表示する、道路交通法に基づくマークで、表示について義務になっています。このマークを付けた車に幅寄せや割込みをされると罰せられます。

